

資源循環いばらき

一般社団法人茨城県産業資源循環協会
〒310-0852 水戸市笠原町 978 番 25
茨城県開発公社ビル 4 階
TEL/029-301-7100 FAX/029-301-7103
<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp>

新産業廃棄物最終処分場の整備に関する フォローアップ説明会(茨城県主催)が開催されました



茨城県では、平成2年5月に「日立市諏訪町」を整備候補地とする新たな産業廃棄物最終処分場を整備する基本方針を策定しました。このほど、地元市民から出された意見を踏まえ、課題への対応策がとりまとめられました。

3月6日から13日にかけて、地元市民を対象にフォローアップ説明会が開催され、新たな搬入ルート・交通安全対策や周辺環境への影響、さらに地域振興策などが示されました。

当協会としても、地元の皆様のご理解のもと、公共関与の最終処分場が早期に整備されることにより、循環型社会の形成が進むことを期待しております。

《新産業廃棄物最終処分場の整備についてフォローアップ説明会資料》

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/syobun/documents/210304follow-up.pdf>

新たな搬入ルート・交通安全対策（県の方針）〔概要〕



10 整備スケジュール（案）

- 日立市から整備受入れの回答をいただいた後、新処分場の基本計画を策定していきます
- 基本計画策定後、環境影響の調査を実施し、実施設計、廃棄物処理法に基づく設置許可を経て、建設工事に着手し、令和7年度中の供用開始を目指します
- 搬入道路についても、処分場整備に合わせて整備を進めていきます

| 項目\年度 | | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
|-------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 処分場 | 基本方針 候補地選定・受入要請 地元住民説明 | → | → | → | | | | | |
| | 各種調査(地質・水文調査等) 基本計画・基本設計 環境現況調査・環境影響調査 実施設計 | | → | → | → | → | | | |
| | 建設工事 | | | | | → | → | → | ★供用開始 |
| 搬入道路 | | | → | → | → | → | → | → | |

22

有価物処理施設等活用制度が創設されました

県では、廃棄物の再生利用を促進し、資源循環型社会の形成のため、これまでの現有施設活用制度に代わる「有価物処理施設等活用制度」を新たに創設しましたので、お知らせします。

有価物を原材料として生産・加工処理する施設や自社処理施設を活用し、他者の廃棄物を原材料として再生利用する場合、取扱い基準に適合すると県から認められれば、廃棄物処理施設の設置許可取得のための事前手続の審査が簡素化されるものです。

有価物処理施設等活用制度に係る取扱要領

1 趣旨

有価物処理施設等活用制度は、事業者が、現に有する有価物を原材料として生産・加工処理をする施設（以下「有価物処理施設」という。）又は自ら排出した廃棄物を中間処理するための施設（以下「自社処理施設」という。）を活用して、他者の廃棄物を原材料として再生利用するため、廃棄物処理施設の設置の許可を取得しようとする場合に、廃棄物処理施設の設置等の許可に係る事前審査における審査手続等を簡素化することにより、廃棄物の再生利用を促進し、もって資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 有価物処理施設等廃棄物を原材料として再生利用することができる有価物処理施設又は自社処理施設（廃棄物の排出事業場と同一の敷地内に設置されているものに限る。）
- (2) 事前審査要領廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成10年茨城県告示第751-2号）をいう。

3 計画の協議

有価物処理施設等について、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は指定処理施設等の設置の許可を取得しようとする者は、事前審査要領に定める事業計画概要書を提出する前に、知事及び当該施設の敷地境界から300メートル以内の区域を管轄する市町村長に対し、当該施設の概要及び廃棄物の再生利用に係る内容等を説明し、協議しなければならない。

4 取扱い基準

知事は、事業計画概要書の内容を検討した結果、次の基準に適合すると認める場合は、この要領を適用するものとする。

- (1) 当該施設が、適正に廃棄物を処理できる能力を有すること。
- (2) 廃棄物の再生利用が図られる事業計画であって、かつ、生活環境が現状より著しく悪化しないこと。
- (3) 他法令に違反して設置されている施設でないこと。
- (4) 現在公害に係る苦情等が寄せられている事業者でないこと。
- (5) 処理する廃棄物が限定されていること。
- (6) 当該施設を設置して5年が経過し、かつ、現在も稼働していること。

5 簡素化する手続等の内容

この要領を適用する事業計画の事前審査においては、以下の者の同意取得を要しないものとする。ただし、当該市町村において特別の事情により同意取得を指導された場合は、その限りでない。

- (1) 事前審査要領8（1）ア及びイ
- (2) 事前審査要領8（1）ウのうち、既に当該施設の排水等を放流する同意の取得がなされていると認められる場合

6 取扱品目の限定

この要領を適用する施設において処理する廃棄物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず及び繊維くず
- (2) その他知事が認めるもの

付則

- 1 この要項は、令和3年2月8日から施行する。
- 2 この要領施行日の際、現に、廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査手続中の案件についても、この要領を適用する。

鳥インフルエンザ防疫業務へのご協力ありがとうございました

2月2日、城里町の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、約84万羽の鶏の殺処分、焼却処分が実施されました。

県から関係機関に作業への協力要請があり、当協会として防疫業務の一部を受託し、2月末をもって業務を完了いたしました。

会員の皆様には防疫業務にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。



「令和3年経済センサス-活動調査の実施について」

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します。この調査は、令和元年に実施した「経済センサス-基礎調査」や令和2年に実施した「企業構造の事前確認」によって得られた事業所や企業の情報を活用して、売上高など経営項目の把握に重点を置いて実施します。

調査票は、都道府県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」又は「業務委託証明書」のほか「従事者用腕章」を身に付けていますので、安心してご回答ください。



『令和2年度不法投棄ボランティア撤去事業』の実施について

当協会では、協会設立20周年の記念事業として平成21年度から「不法投棄廃棄物のボランティア撤去事業」を実施しています。

今年度も協会支部単位で、行政をはじめ地域の大勢の方々の参加・協力を得て実施いたしました。

《県央支部》

令和2年11月6日（金）に、茨城県、城里町、支部会員など60名の方々が、城里町上古地内に不法投棄されている家庭ごみや混合廃棄物等の撤去を行いました。撤去量は可燃物及び資源物が620kg、混合廃棄物が11,000kg、石綿含有廃棄物等が26,780kgでした。



《県北支部》

令和3年3月16日（火）に、茨城県、常陸大宮市、支部会員など32名の方々が、常陸大宮市御前山地内、旧御前山中学校及び御前山ダム近辺に不法投棄されたがれき類16,040kg、汚泥25,670kgの撤去を行いました。



《県南支部》

令和2年11月14日（土）に、茨城県、河内町、支部会員など75名の方々が、稲敷郡河内町田川938周辺に不法投棄された、がれき類や石綿含有スレート、タイヤや家電、廃プラ、廃油などの可燃ごみや不燃ごみなどの廃棄物等33,450kgの撤去を行いました。



《県西支部》

令和2年12月12日（土）に、筑波山クリーンアップ大作成2020に協賛・参加しました。

筑波山クリーンアップ大作戦実行委員会、茨城県、桜川市、ボーイスカウト桜川第一団、支部会員など46名の方々が、県道真壁月岡線（上曾）沿線及び周辺道路沿いに捨てられたごみの収集を実施しました。

不法投棄されたタイヤ・空カン・ビンなど、大半は飲料缶や買い物用のビニールなどで占められ4tコンテナ車1台満載の状況となりました。また、湯袋峠の中腹付近に不法投棄された建設系廃棄物があり、桜川市は市内業者に処理撤去を依頼しました。



2021年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 及び特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程表（茨城会場）

2021年度の講習会は、2020年度に引き続き、事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式により行います。

従来の講習会の開催については、現在のところ未定となっております。

2021年度の講習会(茨城会場)の予定は、以下のとおりです。

| 課程 | 開催日 | 試験開始時間 | 受講料 | 定員 |
|------------------|-----------|--------|-----------------------|-----|
| 新規収集運搬 | 6月2日(水) | 9:50 | 30,500円 | 55名 |
| | 6月3日(木) | 9:50 | | |
| | 10月6日(水) | 9:50 | | |
| | 10月7日(木) | 9:50 | | |
| 新規処分 | 2月1日(火) | 9:50 | 48,700円 (*68,100円) | 40名 |
| | 2月1日(火) | 13:30 | | |
| 更新収集運搬 (特管含む) | 6月30日(水) | 13:30 | 19,900円 | 55名 |
| | 7月1日(木) | 13:30 | | |
| | 10月6日(水) | 13:30 | | |
| | 10月7日(木) | 13:30 | | |
| | 11月30日(火) | 13:30 | | |
| | 12月1日(水) | 13:30 | | |
| | 3月2日(水) | 13:30 | | |
| | 3月3日(木) | 13:30 | | |
| 特別産廃物 管理責任者 | 6月2日(水) | 13:30 | 13,800円 | 55名 |
| | 6月3日(木) | 13:30 | | |
| | 6月30日(水) | 9:50 | | |
| | 7月1日(木) | 9:50 | | |
| | 11月30日(火) | 9:50 | | |
| | 12月1日(水) | 9:50 | | |
| | 3月2日(水) | 9:50 | | |
| | 3月3日(木) | 9:50 | | |

(*処分課程に収集運搬課程を追加して受講する場合)

申込み方法はJWセンターのホームページからのWeb申込みのみとなります。

書面(受講の手引き)を使った郵送による申込みはできませんのでご承知おき願います。

※全国の日程及び申込み方法については、JWセンターのホームページをご確認ください。

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業許可申請に関する オンラインを活用した講習会を受講できない場合の当面の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会」について、2021年度もオンラインを活用した講習会が開催されますが、受講可能人数等の関係で、許可更新期限までに講習会を修了できないケースが想定されます。

つきましては、処理業の許可更新期限までに講習会を修了できない場合にあっては、茨城県における当面の取り扱いを以下のとおりとすることが県より公表されていますので、お知らせします。（今後、変更する場合があります。）

- 申請に当たっては、前回の申請（新規、更新または変更）の際に添付した講習会の修了証に加え、申立書を添付してください。
- 今後、講習会を速やかに受講していただくとともに、講習会修了後、修了証の写しを茨城県あて送付してください。（FAX可）
- 万一、講習会を修了できなかった場合は、更新申請を取り下げさせていただくとともに、申請手数料の返還は行いませんので、ご了承ください。

※詳細及び申立書については、茨城県廃棄物対策課のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/fuho-toki/202001181.html>

「許可申請についての問合せ先」

県民生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話番号：029-301-3033 FAX 番号：029-301-3039

（※4月から廃棄物規制課へ変わります。）

県廃棄物対策課の組織改正について

令和3年度から茨城県の組織改正により、廃棄物対策課は廃棄物規制課と資源循環推進課に改組されます。主な業務分担は以下のとおりです。

廃棄物規制課

- 廃棄物処理施設設置許可
- 県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議
- アスベスト廃棄物、医療廃棄物、PCB廃棄物の適正処理
- 自動車リサイクル
- 廃棄物の不法投棄対策
- 産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可
- マニフェスト、自社処理票

資源循環推進課

- 廃棄物の減量化・リサイクル
- 土壌汚染対策法
- エコフロンティアかさま（茨城県環境保全事業団）
- 家電・小型家電リサイクル、容器包装リサイクル
- 廃棄物再生事業者登録
- 多量排出事業者処理計画
- 公共関与による最終処分場の整備促進に関すること

『青年部会だより』

vol.2

茨城県産業資源循環協会青年部会の活動や魅力をお伝えしていきます。

2月19日に社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を訪問し、使用済み切手を寄付いたしました。当活動は、コロナ禍でも可能な社会貢献として、『CSR活動委員会』が企画し実行いたしました。

【CSR活動委員会メンバー】

榊原広(委員長)、小松崎広治朗、生板清子



茨城県産業資源循環協会の活動内容を説明しました。特に災害発生時の我々の活動に興味を示され、協会のイメージアップに繋がりました。



青年部会員各企業よりお送り頂きました。皆様ご協力ありがとうございました。



使用済み切手はボランティア活動や市民活動支援に役立てられるとのことでした。

(写真:左から榊原委員長、渡邊部会長、多田事務局長様)



【ご寄付いただきました】

2月19日(金)、(一社)茨城県産業資源循環協会青年部会様より、たくさんの使用済み切手をご寄付いただきました。

いただきました使用済み切手は、本会から活用団体(茨城県社会福祉協議会)にお届けし、ボランティア活動・市民活動支援に役立てられます。

今回いただきましたたくさんの切手は、すべてきれいにカットされ、種類ごとに仕分けくださっていました。細やかな心配りに感謝申し上げます。

ありがとうございました。



水戸市社会福祉協議会様のFacebookより

使用済み切手の寄付は継続的な取り組みとして実施します。ご協力いただける会員がおられましたら、(有)榊原商店 常務取締役 榊原広 (0299-63-1726) までお問い合わせください。

今後も、青年部活動へのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

～ 期待の若手紹介 ～

会社の期待の若手を紹介します！

①入社のかっけ、②趣味・特技、③主な仕事内容、④挑戦してみたい仕事、⑤最後にひとこと

【 高橋商事株式会社 】

本社工場 現場検収員 小菅 美幸 さん 22歳



- ① 地元地域に貢献したいという気持ちと、女性でも現場仕事を募集している会社を探しており、当社に決めました。
- ② 柔道です。15年間続け全国大会出場経験もあるので体力には自信があります。
- ③ 日々集荷、持込される廃棄物の荷下ろし、展開検査、検収作業がメインです。
- ④ 当社は多数重機を保有し破碎機、切断機にて廃棄物の加工をしているので、そのオペレーション作業に挑戦してみたいです。
- ⑤ 元気の挨拶を心がけ、安全作業に努め、当社及び社会へ貢献できるよう日々励んでいきたいと思ひます。



《 上司からのコメント 》 本社工場 取締役工場長 千葉 隆行 さん
入社二年目ながらすでに当社のアイドルです。仕事にも誠実で信頼しています。また元気の良い挨拶でお客様を出迎えますのでお客様からも愛されています。安全作業に努め、仕事を通し会社や地域へさらに貢献できるよう頑張ってください。

【 株式会社ニッカン 】

業務部 業務一課 小林 孝至 さん 36歳



- ① コロナ禍で少しでも社会や地域に貢献したいと考えたためです。また、体力に自信があったことも理由のひとつです。
- ② 3人の息子達と遊ぶ時間が一番楽しく幸せです。
- ③ パッカー車を運転し、日立市内の一般家庭や各事業所の燃えるごみ・資源ごみを回収しています。
- ④ 当社には吸引車や洗浄車などの車両もあるので、今後はそれらのオペレーションにも挑戦していきたいです。
- ⑤ これからも安全運転・安全作業に努め、社会に貢献できるよう頑張ります。



《 上司からのコメント 》 業務部 業務一課 主任 宮本 幸史 さん
入社1年目ですが、パッカー車の運転手として頑張っています。丁寧な仕事と持ち前の明るさで、みんなからの信頼も厚く、安心して仕事を任せられます。これからも仕事に関わる人々からの信頼を築いていってください。

青年部会入会希望の方は事務局(029-301-7100)までお願いいたします。

協会からのお知らせ

1) 会員事業所の入・退会について

令和3年1月から令和3年3月31日までに、次の会員が入・退会の手続きをしておりますので宜しくお願い致します。

《 退 会 》 【正 会 員】 ・(有)富士ライフサービス ・(有)平野商事

なお、協会ホームページでは、掲載を希望した会員のみ、検索システムに掲載しておりますので是非ご利用下さい。

2) 協会の動き

協会では実施・参加した事業を掲載しております。

| | | | | | |
|----|------|-------------|----|------|------------|
| 1月 | 26日 | 正副会長会議 | 3月 | 3~4日 | 暫定講習会試験 |
| | | | | 11日 | 正副会長会議 |
| 2月 | 2~4日 | 暫定講習会試験 | | 16日 | 第6回理事会 |
| | 5日 | 全産連事務局責任者会議 | | | 県北支部不法投棄撤去 |
| | 22日 | 講習会事務取扱説明会 | | | |
| | 26日 | 第3回総務企画委員会 | | | |

協会ホームページお知らせ掲載内容(1月~3月)

詳しくは、協会ホームページをご覧ください。

- ・2021年度許可申請に関する講習会日程について
- ・有害・医療廃棄物研究会：第28回有害・医療廃棄物演習会（WEBセミナー）について
- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について
- ・改正フロン排出抑制法の周知とwebアンケートの実施について
- ・第9次粉じん防止総合対策の推進に係る講習動画配信（厚労省）について
- ・石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について
- ・QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得について
- ・2021年度許可申請に関する講習会の実施方法及び日程公表予定等について
- ・新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証5号の全業種指定の延長について
(令和3年6月30日まで)
- ・新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言（令和3年1月7日）発出を踏まえた取組の強化について
- ・令和3年1月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について
- ・押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令について
- ・講義ビデオ会場視聴型暫定講習会の実施について

会費の預金口座自動振替のご案内

会費の納入につきまして、ご指定の預金口座から自動的に会費が引き落としされる「預金口座自動振替」にすると、支払いのわずらわしさがなく、支払日を気にしなくてすみ、たいへん便利です。

まだ、お申込み頂いていない会員の皆様で自動振替をご希望の方は、下記のとおり行っておりますのでご案内申し上げます。

1. 振替手数料は無料となります。
2. 口座振替は下記の6金融機関の中からご指定いただけます。

《ご利用になれる6金融機関》

| | | | | |
|------------------------------------|-------|---------|---------|----------|
| ○常陽銀行 | ○筑波銀行 | ○水戸信用金庫 | ○結城信用金庫 | ○茨城県信用組合 |
| ○茨城県信用農業協同組合連合会及び同連合会の会員農業協同組合(農協) | | | | |

3. 口座振替は、一括と四半期毎になります。(※賛助会員は一括のみ)
一括の場合は、年度初め4月の引き落としとなります。
四半期毎は、4月・7月・10月・1月の年4回の引き落としとなります。
4. お申込みをご希望の方は、協会事務局までご連絡ください。必要書類を送付させていただきます。

協会からの情報提供に係る電子メールアドレスの登録について(お願い)

当協会では、これまでFAXにより情報提供や照会を行ってきたところですが、FAX送信に加え新たに電子メールでの配信を並行して行っております。

つきましては、電子メール配信をご希望される場合は、下記内容をメールにてご連絡下さいますようお願い致します。

【協会 E-mail】 info@ibaraki-sanpaikyo.or.jp

また登録された情報は、メール配信サービスの運営のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

会員皆様のご理解とご協力を賜り、是非ご登録くださいますようお願い申し上げます。

- ・会社名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・メールアドレス (※可能な限り事業所内で共有できるアドレスをご記入ください。)

賛助会員一覧

賛助会員（56社）

令和3年3月31日現在

| | |
|-----------------------------|---------------|
| (株) I N E | ☎03-5957-7293 |
| あいおいニッセイ同和損害保険(株)茨城支店水戸第二支社 | ☎029-224-2367 |
| 旭化成建材(株)境工場 | ☎0280-87-5232 |
| アステラス製薬(株)つくば東光台事業場 | ☎029-847-8611 |
| (株) A D E K A 鹿島工場 | ☎0299-97-3363 |
| (株) アニバーサリーカンパニー | ☎029-231-7766 |
| (株) 伊藤製鐵所 筑波工場 | ☎029-837-2111 |
| (株) イバラキ | ☎0296-44-0757 |
| 茨城県アスファルト合材協会 | ☎029-225-6244 |
| (一社) 茨城県環境管理協会 | ☎029-248-7431 |
| (一社) 茨城県経営者協会 | ☎029-221-5301 |
| (一社) 茨城県建設業協会 | ☎029-221-5126 |
| 茨城県再生資源事業協同組合 | ☎0296-77-5764 |
| 茨城セキスイハイム(株) | ☎029-303-8161 |
| エア・ウォーター(株)ケミカルカンパニー鹿島工場 | ☎0299-84-3511 |
| (株) エス・ディー・エス・パイオテックつくば研究所 | ☎029-847-0300 |
| (株) MCエバテック つくば営業所 | ☎029-886-3951 |
| 大橋行政書士事務所 | ☎029-306-8300 |
| 花王(株)鹿島工場 | ☎0299-93-8321 |
| 鹿島石油(株)鹿島製油所 | ☎0299-97-3104 |
| 鹿島都市開発(株) | ☎0299-92-3555 |
| 鹿島ポリマー(株) | ☎0299-96-7261 |
| (株) 環境研究センター | ☎029-839-5501 |
| (株) 環境総合研究所 北関東支社 | ☎029-303-7581 |
| (株) 関電工 茨城支店 | ☎029-387-2500 |
| 行政書士法人水戸総合事務所 | ☎029-251-3101 |
| 行政書士安事務所 | ☎029-226-0601 |
| キューピー(株)五霞工場 | ☎0280-84-3111 |

| | |
|----------------------|---------------|
| (株) クレハ 生産本部樹脂加工事業所 | ☎0299-26-1181 |
| 郡司経営法務事務所 | ☎029-232-0778 |
| (株) 国際商事 | ☎03-5623-9167 |
| コベルコ建機日本(株)関東支社茨城営業所 | ☎029-304-5501 |
| (株) サンアップ | ☎029-852-4490 |
| (株) サンライフコーポレーション | ☎029-291-5757 |
| J S R (株) 鹿島工場 | ☎0299-96-2510 |
| (株) J E M S | ☎029-863-7215 |
| (株) センチュリーホーム | ☎029-254-2661 |
| 損害保険ジャパン(株)茨城支店日立支社 | ☎0294-23-3381 |
| (株) 大紀アルミニウム工業所 結城工場 | ☎0296-32-3311 |
| ダイキン工業(株)鹿島製作所 | ☎0479-46-2441 |
| 高砂製紙(株) | ☎0297-24-0611 |
| 高橋行政書士法人 | ☎0280-22-1008 |
| (株) 武井工業所 | ☎0299-24-5200 |
| (株) 中央環境行政事務所 | ☎029-305-5322 |
| 中央電力(株) | ☎03-6277-8430 |
| トーソー(株) | ☎0297-52-2111 |
| (株) トランス・アイ | ☎03-6903-4577 |
| 日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区 | ☎0299-84-2912 |
| 日立建機(株)土浦工場 | ☎029-832-7275 |
| (株) 日立産業制御ソリューションズ | ☎0294-53-6115 |
| (株) 日立製作所 日立事業所 | ☎0294-21-1111 |
| 三井化学東セロ(株)茨城工場 | ☎0280-92-1562 |
| 三菱ケミカル(株)茨城事業所 | ☎0299-96-1142 |
| (有) ミワ総合設計 | ☎029-305-3222 |
| 矢口事務所 | ☎029-862-2730 |
| ユニマテック(株) | ☎0293-42-2161 |

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会事務局

〒310-0852
 水戸市笠原町 978-25 (茨城県開発公社ビル4F)
 【電話】029-301-7100【FAX】029-301-7103
 【E-mail】info@ibaraki-sanpaikyo.or.jp
 【ホームページ】http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp

